

29 国際第1115号

関税割当公表第74号

平成30年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの（以下「学校等給食用脱脂粉乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成30年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成30年3月9日

農 林 水 産 省

記

第1 用途、割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 用途及び割当対象物品

学校等給食用脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第

1第0402.10号及び第0402.21号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 平成30年4月2日（月）から同年4月10日（火）まで
- (2) 平成30年6月1日（金）から同年6月5日（火）まで
- (3) 平成30年8月1日（水）から同年8月3日（金）まで
- (4) 平成30年10月1日（月）から同年10月3日（水）まで
- (5) 平成30年12月3日（月）から同年12月5日（水）まで
- (6) 平成31年2月1日（金）から同年2月5日（火）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

文部科学省初等中等教育局長又は厚生労働省子ども家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の学校等給食用脱脂粉乳の輸入実績及び都道府県別配分実績等一覧表（別記様式1）
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の学校等給食用脱脂粉乳の輸入計画及び都道府県別配分計画等一覧表（別記様式2）
- 3 下記の書類及び資料
 - (1) 事業の概要を記載した書類
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 文部科学省初等中等教育局長又は厚生労働省子ども家庭局長による学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者についての証明及び申請数量についての意見

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)及び(2)の書類の内容に変更のないものは、(1)及び(2)の書類の添付を必要としない。

(4) この関税割当てにより割当てを受けた学校等給食用脱脂粉乳を学校等給食用にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第6 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された平成29年度の供給実績数量及び在庫数量、平成30年度の供給計画数量等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が学校等給食用脱脂粉乳の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第9 報告

割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヶ月以内（第4四半期にあつては、平成31年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式3）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に（予定）と記入すること。

第10 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書

類の提出部数は1通とする。

2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（省令第3条第2項）

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

なお、関税割当証明書を返納する際、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者（関税割当証明書システム管理終了結果情報（以下「証明書管理情報」という。）に記載の残存数量の全部又は一部を返納する者並びに割当てを受けた数量を全量通関した者）は、証明書管理情報の写しを添付するものとする。

5 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。

6 関税割当証明書の発給を受けて「脱脂粉乳」を輸入しようとする者は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第14条第2項の規定に基づき、所定の手続きを行わなければならない。

7 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。